

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号事務の欄2及び同項第二号事務の欄2中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同項第四号事務の欄2中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同欄3、同項第五号事務の欄1及び同項第六号事務の欄1中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改める。

別表第二十二項市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

別表第三十一項第一号事務の欄2を削り、同欄3中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「第四条第六項において準用する同条第三項」を「第四条第九項」に、「4」を「3」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄中8を削り、9を7とし、同欄10中「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「9」を「7」に改め、同欄10を同欄8とし、同欄中11を9とし、12を10とし、13を11とし、同欄14中「4、6、9、11、18及び20」を「3、5、7、9、16及び18」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「14」を「12」に改め、同欄15を同欄13とし、同欄16中「14」を「12」に改め、同欄16を同欄14とし、同欄17中「16まで及び18から21」を「14まで及び16から19」に改め、同欄17を同欄15とし、同欄18中「6」を「5」に改め、同欄18を同欄16とし、同欄19中「18」を「16」に改め、同欄19を同欄17とし、同欄20中「18」を「16」に改め、同欄20を同欄18とし、同欄21中「20」を「18」に改め、同欄21を同欄19とし、同項第二号事務の欄2を削り、同欄3中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同欄3を同欄2とし、同欄4中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「第四条第六項において準用する同条第三項」を「第四条第九項」に、「4」を「3」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同欄7中「6」を「5」に改め、同欄7を同欄6とし、同欄中8を削り、9を7とし、同欄10中「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「9」を「7」に改め、同欄10を同欄8とし、同欄11中「4、6、

9、15及び17」を「3、5、7、13及び15」に改め、同欄11を同欄9とし、同欄12中「11」を「9」に改め、同欄13中「11」を「9」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄14中「13まで及び15から18」を「11まで及び13から16」に改め、同欄14を同欄12とし、同欄15中「6」を「5」に改め、同欄15を同欄13とし、同欄16中「15」を「13」に改め、同欄16を同欄14とし、同欄17中「15」を「13」に改め、同欄17を同欄15とし、同欄18中「17」を「15」に改め、同欄18を同欄16とする。

別表第四十六項第一号事務の欄2中「、第三十九条の二第二項ただし書」を削る。

別表第七十九項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号市町村の欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

別表第一百一項市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第十三項及び同表第七十九項の改正規定は、公布の日から施行する。